

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

○肝炎治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

(疾病・感染症対策室)

一

## 告 示

○国土調査の成果の認証

(地域復興支援課)

七

○救急医療機関の認証

(医療整備課)

七

○知事指定薬物の指定の失効

(薬務課)

七

○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく

漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正

(農林水産経営支援課)

七

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者)

(同)

八

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)

(同)

八

○公有水面埋立ての免許

(水産業基盤整備課)

八

○道路の区域変更

(道路課)

九

○道路の供用開始

(同)

九

## 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(管財課)

九

○開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課)

一〇

## 正 誤

○宮城県公報第二七六一号(平成二十八年五月三十一日付け)中

一〇

## 規 則

肝炎治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百八号

肝炎治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

肝炎治療に係る医療費用交付規則(平成二十年宮城県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の第二第二項中「第四号」の下に「(その一)及び肝炎治療受給者証(核酸アナログ製剤治療)の更新申請に係る診断書(更新申請用)(様式第四号(その二))又は肝炎治療受給者証(核酸アナログ製剤治療)の更新申請に係る検査及び治療内容の確認書(様式第四号(その三))」を加える。

様式第三号中「油三強鳴吟三」を「鳴吟三」に改める。

様式第四号を次のように改め、同様式を様式第四号(その二)とする。

様式第4号(その1)(第3条の2関係)

肝炎治療受給者証(核酸アナログ製剤治療)更新申請書	
宮城県知事	年 月 日 殿 (〒 — ) 申請者住所 申請者氏名 印 受給者との続柄(受給者の )
核酸アナログ製剤治療の効果、副作用等について説明を受け、治療を受けることに同意しましたので、肝炎治療に係る医療費用交付規則第3条の2第2項の規定により、肝炎治療受給者証(核酸アナログ製剤治療)の有効期間の更新を、下記のとおり申請します。	
受給者	受給者番号
	現行の有効期間
	フリガナ氏名
	住 所
年 月 日から 年 月 日まで	
性 別	
生年月日	
(〒 — ) (電話 — — )	
宮城県 市・郡 区・町・村 (マンション・アパート名、室番号： )	
加入医療保険	被 保 険 者 氏 名
	保 険 種 別
	被保険者証の記号・番号
	保 険 者 番 号
	被 保 険 者 証 発 行 機 関
医 療 機 関	
有 ・ 無	
名 称	
所 在 地	

(注1) 受診医療機関は、県と肝炎治療特別促進事業に係る委託契約を締結している保険医療機関に限ります。また、受給者証に記載された保険医療機関以外では公費助成は受けられません。

(注2) 以下の書類を添付してください。

- 1 肝炎治療受給者証(核酸アナログ製剤治療)の更新申請に係る診断書(更新申請用)(様式第4号(その2))又は肝炎治療受給者証(核酸アナログ製剤治療)の更新申請に係る検査及び治療内容の確認書(様式第4号(その3))
- 2 加入している医療保険の被保険者証等の写し
- 3 患者及び患者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し
- 4 患者及び患者と同一の世帯に属する者の市町村民税(所得割)課税年額を証明する書類
- 5 患者及びその配偶者を医療保険各法(国民健康保険法を除く。)の規定による被扶養者(以下単に「被扶養者」という。)若しくは地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(以下単に「扶養親族」という。)としない者で、かつ、患者若しくはその配偶者の被扶養者若しくは扶養親族でないもの又は国民健康保険法の規定による被保険者(以下「患者等と扶養の関係のない者」という。)がいるときは、これを証明する書類(受給者の認定において、患者等と扶養の関係のない者の市町村民税(所得割)課税年額を合算しないことを希望する場合に限る。)

世 帯 調 書

世帯構成員名	患者との続柄	満年齢	職 業	市町村民税（所得割） 課税年額	備 考
		歳		円	
		歳		円	
		歳		円	
		歳		円	
		歳		円	
		歳		円	
		歳		円	
合計				円	

(市町村民税課税額合算対象除外希望者に係る記載欄)

下記の者については、患者本人との関係において配偶者に該当せず、かつ、患者及びその配偶者との関係において相互に地方税法上又は医療保険上の扶養関係にある者ではないため、所得階層区分認定の際の市町村民税額の合算対象から除外することを希望します。

申請者氏名 印  
記

世帯構成員 除外を希望する	フリガナ氏名		フリガナ氏名	
	フリガナ氏名		フリガナ氏名	
	フリガナ氏名		フリガナ氏名	

■肝炎治療効果判定報告書について

肝炎治療特別促進事業は、早期治療の促進のため、インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療及びインターフェロンフリー治療に係る医療費の自己負担分を公費で補助する制度です。

本制度においては、今後の肝炎対策の基礎資料とする目的で、診断書作成医療機関等に対して治療に関する報告書の提出を求めることがあります。

なお、当該報告書の使用に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、目的以外に使用することは一切ありません。

(参考)

階層区分		自己負担限度額（月額）
甲	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円以上の場合	20,000円
乙	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の場合	10,000円

様式第四号（その二）の次に次の二様式を加える。

様式第4号(その2)(第3条の2関係)

肝炎治療受給者証(核酸アナログ製剤治療)の更新申請に係る診断書(更新申請用)

フリガナ	生年月日(年齢)		
患者氏名	明昭 大平	年 月 日 生	(満 歳)
診断年月	昭和・平成 年 月	核酸アナログ製剤 治療歴	時 期 年 月～ 年 月 医療機関
検査所見	検査項目	前回申請時のデータ	更新時直近データ
	1 B型肝炎ウイルス マーカー		
	(1) HBs抗原	(+・-) (検査日: 年 月 日)	(+・-) (検査日: 年 月 日)
	HBe抗原	(+・-) (検査日: 年 月 日)	(+・-) (検査日: 年 月 日)
	HBe抗体	(+・-) (検査日: 年 月 日)	(+・-) (検査日: 年 月 日)
(2) HBV-DNA定量	(単位: , 測定法 ) (検査日: 年 月 日)	(単位: , 測定法 ) (検査日: 年 月 日)	
2 血液検査			
AST	IU/1 (検査日: 年 月 日) (施設の基準値: ~ )	IU/1 (検査日: 年 月 日) (施設の基準値: ~ )	
ALT	IU/1 (検査日: 年 月 日) (施設の基準値: ~ )	IU/1 (検査日: 年 月 日) (施設の基準値: ~ )	
血小板数	/μ1 (検査日: 年 月 日) (施設の基準値: ~ )	/μ1 (検査日: 年 月 日) (施設の基準値: ~ )	
3 画像診断及び肝生検などの 所見 (具体的に記載)	(検査日: 年 月 日) (所見)	(検査日: 年 月 日) (所見)	
診 断	該当番号を○で囲む。 1 慢性肝炎 (B型肝炎ウイルスによる) 2 代償性肝硬変 (B型肝炎ウイルスによる) 3 非代償性肝硬変 (B型肝炎ウイルスによる)		
治 療 内 容	該当番号を○で囲む。 1 エンテカビル単独 2 ラミブジン単独 3 アデホビル単独 4 テノホビル単独 5 ラミブジン+アデホビル 6 その他(具体的に記載してください。 )		
治 療 薬 剤 の 変 更	該当番号を○で囲む。 前回申請時からの治療薬剤の変更の有無 1 あり 2 なし 上記が「あり」の場合: 変更前薬剤名 ( ), 変更日 ( 年 月 日)		
治療上の付記事項 (問題点等)			
上記のとおり、B型慢性肝炎患に対する核酸アナログ製剤治療の継続が必要であると認めます。 <div style="text-align: right;">記載年月日 年 月 日</div> 医療機関名及び所在地  医師氏名 印			

(注) 1 前回申請時データが不明の場合は、前回申請時以降の確認できる範囲内のもっとも古いデータを記載してください。  
 2 更新時直近データは記載日前1年以内の直近の検査日のデータに基づいて記載してください。  
 3 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、御注意ください。

様式第4号（その3）（第3条の2関係）

肝炎治療受給者証（核酸アナログ製剤治療）の更新申請に係る検査及び治療内容の確認書

フリガナ 患者氏名	性別	生年月日（年齢）		
	男・女	明昭 大平	年月日	生（満） 歳
医療機関名 主治医名	（医療機関名） （主治医名）			

（注）上記医療機関は、県と肝炎治療特別促進事業に係る覚書を締結している保健医療機関（治療実施医療機関等）である必要があります。

前回の更新日以降で直近の治療内容及び処方日がわかるものを資料貼付欄①に貼り付けてください。また、前回の更新日以降で、直近の検査結果及び検査日がわかる資料を貼付欄②に貼り付けてください。

資料貼付欄①（治療内容がわかる資料）

※貼り付ける前に、下記治療薬剤名及び処方日が漏れなく記載されているか御確認ください。なお、記載漏れのある場合は認定できないことがありますので、御注意ください。

1 治療内容の例示（一般名（製品名））

- エンテカビル  ラミブジン  テデホビル  テノホビル
- パラケルード®  セフイックス®  ヘプセラ®  テノゼット®

2 処方日

平成 年 月 日

資料貼付欄②（検査結果がわかる資料）

※貼り付ける前に下記検査項目及び検査日が漏れなく記載されているか御確認ください。また、前回の更新日以降で、直近の検査結果及び検査日がわかる資料を貼付欄②に貼り付けてください。

- 1 ウイルスマーカー  HBV-DNA定量（単位・測定法）  AST  ALT  血小板数
- 2 血液検査
- 3 検査日 平成 年 月 日

診断書に代えて確認書を提出する場合、画像診断等による検査所見に関する資料の添付は不要です。ただし、肝炎ウイルスに感染している方は慢性肝炎から肝硬変、肝がんへと進行する場合があります。定期的に医療機関を受診し、血液検査や画像検査を受けて肝臓の状態（肝炎の活動度、病期など）を正しく知っておくことが大切です。

核酸アナログ製剤の治療を継続して行うために必要となる検査は、助成の対象となります。画像検査などは肝がんを早期に発見するために非常に有効な検査ですので、定期的な検査を推奨します。検査の実施に当たっては、主治医等とよく御相談ください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第三号の改正規定は、平成二十八年十月十日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正前の肝炎治療に係る医療費用交付規則による様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の肝炎治療に係る医療費用交付規則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第七百十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を  
認証した。

平成二十八年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

川崎町

2 調査を行った時期

平成二十六年年度から平成二十七年年度まで

3 成果の名称

柴田郡川崎町の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

川崎町大字今宿字上ノ台、大字今宿字湯坪、大字今宿字湯坪二号、大字今宿字新湯坪、大字今宿字葭沢山、大字今宿字新葭沢、大字前川字枇杷落山、大字前川字向鹿

5 認証年月日

平成二十八年八月二十六日

○宮城県告示第七百十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を  
救急病院と認定した。

平成二十八年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称

所 在 地

認定年月日

認定の有効期限

石巻市立病院

石巻市穀町十五番一号

平成二十八年九月一日

平成三十一年八月三十一日

河原町病院

仙台市若林区南小泉字八軒  
小路四番地

平成二十八年九月一日

平成三十一年八月三十一日

医療法人社団泰有会  
みやぎ北部循環器科

大崎市古川字本鹿島一四五

平成二十八年九月一日

平成三十一年八月三十一日

○宮城県告示第七百十四号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年条例第六十九号。以下「条例」という。）第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 失効する知事指定薬物の名称

1 化学名 エチルニ―（四―フルオロベンジル）―ヒ―インダゾール―三―カルボキサミド）―三―メチルブタノアイト及びその塩類（通称名…EMBIUBINACA）

2 化学名 N―（ニ―アミノ―ニ―オキソ―三―フェニルプロパン―ニ―イル）―ニ―（シクロヘキシルメチル）―ヒ―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類（通称名…APPICHMINACA又はPXI3）

3 化学名 三―メトキシ―ニ―（メチルアミノ）―ニ―（四―メチルフェニル）プロパン―ニ―オン及びその塩類（通称名…Mxedrone又は4IMCIME）

二 失効の理由

当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため

三 指定の効力が失われる日

平成二十八年九月三日

○宮城県告示第七百十五号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十八年九月二日から施行する。

平成二十八年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第四百四条第二号に掲げる漁業の表気仙沼市区域（気仙沼遠洋漁業協同組合の地区）の項中



「気仙沼市区域（気仙沼漁業協同組合の地区）」  
1. 総トン数10トン未満の漁船により刺し網を利用して行う漁業

「気仙沼市区域（気仙沼漁業協同組合の地区）」  
1. 小型合併漁業（主として刺し網を営む漁業）

改める。

○宮城県告示第七百十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
山元町区域（宮城県漁業協同組合の地区のうち山元町の区域）	小型定置漁業	平成二十八年八月二十二日	巨理郡山元町坂元字磯作一十五 鈴木重紀 巨理郡山元町坂元字浜門一三十八 馬一文	漁業災害補償法施行令（昭和三十一年政令第二百九十九号）第六條に規定する漁業	四人

○宮城県告示第七百十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名	区域	届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第一	宮城郡松島町手樽字	平成二十八年	宮城郡松島町手樽字	漁業災害補償	十五人

百九十九加入区	城島告示第三十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の松島支所の地区のうち手樽の区域	八月二十二日	梅ヶ沢二十二一 鈴木孝一 宮城郡松島町手樽字七 十里五十四一 土井正雄	法施行令（昭和三十一年政令第二百九十九号）第九十八條の四に規定する特定かき養殖業
---------	--	--------	---	--

○宮城県告示第七百十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成二十八年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 免許年月日

平成二十八年八月二十六日

二 免許を受けた者の名称

利府町

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

第一種浜田漁港区域内

宮城県宮城郡利府町赤沼字浜田百二十三番地、百三十番地及び百三十六番地に隣接する公有水面

(二) 区域

次の各地点のうち①の地点と②の地点を結ぶ昭和五十八年十月十一日付け宮城県公報の宮城県告示第千二百二十号でしゅん功認可の告知がされた埋立地と公有水面との境界線（DL+1・9mより決定）、②の地点から⑤の地点まで順次結んだ線及び①の地点と⑤の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 宮城県塩竈市杉ノ入裏地先の岩井島東北端の基点（北緯三八度二〇分三三四・二秒、東経一四一度〇二分四二・五秒）から三五〇度〇〇分〇二秒 七三九・八四四メートルの地点

②の地点 ①の地点から 二四四度〇六分五七秒 三九・五七八メートルの地点



- ③の地点 ②の地点から 一五四度〇六分一四秒 一七・九〇三メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 六四度〇六分一四秒 三九・六五三メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 三三四度二八分五一秒 五・九三九メートルの地点

(三) 面積

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

第一種浜田漁港区域内

宮城県宮城郡利府町赤沼字浜田百二十二番地、百二十三番地、百三十番地及び百三十六番地の地内並びに同浜田百二十三番地、百三十番地及び百三十六番地に隣接する公有水面

(二) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び⑩の地点と⑮の地点とを結んだ線により囲まれた区域  
⑩の地点 宮城県塩竈市杉の入裏地先の岩井島東北端の基点(北緯三八度二〇分三四・二秒、東経一四一度〇二分四二・五秒) から三四九度四二分〇四秒 七五九・五〇八メートルの地点

- ⑪の地点 ⑩の地点から二四四度〇六分五七秒 五一・四八四メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から一五四度〇六分一四秒 二〇・〇〇〇メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から一五四度〇六分一四秒 二七・八七一メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から 六四度〇六分一四秒 五一・一九二メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から一五三度五八分三五秒 二七・八〇七メートルの地点

(三) 面積

二、四五七・九〇平方メートル(施行区域)

四 埋立地の用途

漁港施設用地

○宮城県告示第七百十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月二日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 石巻鮎川線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)		備考
石巻市十八成浜十八成二番地先から 同市十八成浜金剛畑三番一地先まで	前A	六・八	四二五・〇	敷地の区分を いう。	Bは、関係図 面に表示する	敷地の区分を いう。	上記A及び Bは、関係図 面に表示する	
	後B	八・三	四三四・〇					

○宮城県告示第七百二十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月二日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 本庁舎等電話交換設備貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部管財課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十八年八月五日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日立キャピタル株式会社法人事業本部東北法人支店

仙台市青葉区中央四丁目二番十六号

五 落札金額 六千七百七十九万五千二百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十八年六月二十四日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十八年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

伊具郡丸森町舘山字東玉川百九番一、百

十番一、百十一番一、百十六番一、百十八番、百十九番、百八十四番三、百八十六番一、二百二十三番

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二百四十二番地一

株式会社薬王堂

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十八年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東松島市宮戸字大浜台七番十七

東松島市

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

正 誤

○宮城県公報第二七六一号（平成二十八年五月三十一日付け）中

ページ 段

正

二 下 「超えるもの」

「もの」

誤

三 下 「展示場、キャバレー、カフェー、」

「展示場、キャバレー、カフェー、ナ

ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店」

イトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店」